

第7次沖縄県医療計画 中間見直し（案）

第3章 医療圏と基準病床数

目 次

第3章 医療圏と基準病床数

2	基準病床数	1
---	-------------	---

2 基準病床

第1 算定の趣旨

基準病床数は、適正な病床配置を促進し、各地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上を図ることを目的に、医療法第30条の4第2項第14号の規定に基づき定めるものです。療養病床及び一般病床の基準病床数は、療養病床と一般病床を合わせて二次医療圏ごとに定め、精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数は、県全域で定めます。

本計画で定める基準病床数より既存病床数が上まわる場合は、原則、病院の開設、増床及び病床種別の変更が制限されるとともに、開設の中止、増床数の削減等の知事の勧告の対象となります。

1 基準病床数

本計画における基準病床数は、次のとおりです。

表4 二次医療圏における療養病床数及び一般病床数(中間改定前)

二次医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	参考		B-A
			一般病床数	療養病床数	
北部	621	1,063	567	496	442
中部	3,512	3,886	2,473	1,413	374
南部	6,077	6,635	5,023	1,612	558
宮古	429	599	373	226	170
八重山	392	453	365	88	61
合計	11,031	12,636	8,801	3,835	1,605

※基準病床数は平成30年4月1日から第7次医療計画中間改定までの数

表5 県全域を対象とする精神病床数、感染症病床数及び結核病床数

病床種別	基準病床数 A	既存病床数 B	参考 B-A
精神病床	5,178	5,377	199
感染症病床	26	24	△2
結核病床	32	62	30

※既存病床数は平成30年3月1日現在

2 医療法第30条の4第9項の規定に基づく基準病床数の改定

沖縄県は将来に向けて、急速に高齢化が進展することが見込まれており、特に中部医療圏及び南部医療圏では高齢者人口の増加による医療需要の増大に加え、現状においても病床が逼迫する状況にあることから、将来の高齢者人口の増加に備え、計画的に病床を整備する必要があります。

このため、医療法第30条の4第9項の「急激な人口の増加が見込まれる場合の特例」を適用した基準病床数の改定について、令和3年9月に厚生労働大臣から同意を得ました。

改定後の基準病床数は、次のとおりです。

中部医療圏 : 4,066床

南部医療圏 : 6,839床

地域医療構想を踏まえ、今後、不足することが見込まれる回復期機能病床の確保を念頭に、医療提供体制の整備に取り組みます。

表6 二次医療圏における療養病床数及び一般病床数(中間改定後)

二次医療圏	基準病床数
北部	621
中部	4,066
南部	6,839
宮古	429
八重山	392
合計	12,347

※第7次医療計画中間改定の日から令和6年3月31日まで